



もえぎ



青年部機関紙第 16 号

2016 年 2 月 23 日発行

編集・発行 全道庁上川総支部青年部

生涯賃金にも影響が！？！『給与格付けの見直し』って何？

1 月 26 日、2016「1 月闘争」課題に対し職員監から最終回答が示されました。その中でも私たちの生涯賃金に大きく影響する『給与格付けの見直し』について触れていきます。

現在の昇格ペースについては次のとおりで、おおむね 30 歳で「主任」に昇任することとなっています。

○昇格ペース（高卒・大卒ストレートの場合）

高卒 大卒	在職年数	在級年数	年齢	昇格時の号俸
1 級→2 級	8 3	8 3	26 25	2-4 2-4
2 級→3 級	0 0	4 4	30 30	3-4 3-8
3 級→4 級	9 9	8 8	39 39	4-24 4-28

※「1 級→2 級」など、級が上がることを「昇格」と言います。

※年齢は 4 月 1 日時点の年齢です。

○主任への昇任要件

高卒	在職年数 12 年
大卒	在職年数 8 年

※「主事」などの職務に任用されてからの年数を「在職年数」と言います。

『給与格付けの見直し』はこの昇格ペースの中で「3 級→4 級」に上がる際に「専門主任」という職務区分を設け、任用基準として「45 歳で主任在職 13 年以上、直近の連続 3 回の能力評価及び業績評価が中位 (C) 以上」が必要となるため、現在「39 歳で 4 級に昇格」するのが「45 歳で 4 級に昇格」と変わります。

ただ、主任から「主査・係長」へ昇任できれば、4 級に昇格することはできますが、家庭や介護など個別の事情により人事異動ができれば、4 級の昇格が単純に 6 年遅くなるため、生涯賃金の引き下げにつながります。

最終交渉で激変緩和措置を設け、11 年をかけて段階的に 4 級昇格年齢を引き上げていくことや、上記のように異動が困難な場合などには「人事施策に関する基本方針」により配慮をすることなどの考え方は示されていますが、2006 年 4 月に導入された「給与構造改革」や 2015 年 4 月から導入されている「給与制度の総合的見直し」、退職金の引き下げなどにより、すでに 1000 万円近くも生涯賃金が減らされている中で、昇格が 6 年遅くなってしまうと、その分の生涯賃金が更に減らされてしまうこととなります。

また、17 年間にも及ぶ「独自削減」が一般職は今年度末で終了し、正規の賃金をもらうことができるようになるにも関わらず、このような新たな「賃金合理化」は断じて許されるものではありません。

この 2016「1 月闘争」課題に対する職員監からの最終回答については、皆さんの職場で回覧されていますので、他の課題についてもご確認ください。

引き続き生活職場環境の改善に向けて、団結して頑張りましょう！！